

【第3版】（令和元年10月31日）

（前書き）

- ・ 元号を修正
- ・ 年代別で見る風しんの予防接種制度の変遷の図を時点修正

（第3章）

- ・ 都道府県が取りまとめた実施機関一覧表の送付先を追記（3-2）
- ・ 「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」の表に市区町村を追加（3-2）
- ・ 「集合契約における契約の代理人」の表に都道府県を追加（3-2）
- ・ 個別対応群の取扱い及び実施機関一覧表の送付時期について追記（3-4）
- ・ 集合契約の取りまとめ団体に都道府県を追記（3-5-1）
- ・ 消費税率引上げ後に対応する抗体検査価格表を追加（3-5-2）
- ・ 消費税率引上げに伴い、2019年10月1日以降に実施する抗体検査または定期接種の税込価格が変更される旨追記（3-5-2）
- ・ 消費税率引上げ後も事務手数料の金額が変わらない旨追記（3-5-2）
- ・ 抗体検査及び定期接種の税抜単価は、2019年度途中に変更しない旨追記（3-5-2）
- ・ 実施機関一覧表掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨修正（3-5-4）

（第4章）

- ・ 対象者への送付物について、郵送料の変更を反映（4-1-3）
- ・ クーポン券の自治体 No（総務省全国地方公共団体コード6桁）に誤りがないよう留意すべき旨追記（4-1-3）
- ・ 受診票表面の様式の修正を反映（4-1-3）
- ・ 2019年10月1日以降の受診票裏面の様式を追加（4-1-3）
- ・ 国保連への送付書類について、受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨追記（4-1-4）
- ・ 予診票の様式の修正を反映（4-2-3）
- ・ 実施機関が受診票に記載する項目について、検査結果判定日を削除（4-4-1）
- ・ 予防接種の請求金額の税込み欄を修正（4-6-1）
- ・ 国保連における、受診票又は予診票並びに請求総括表（小計）及び請求総括表（総計）の確認事項について追記（4-6-1）
- ・ 実施機関からの請求の誤りについて、市区町村の確認は支払いの後に行う旨修正（4-6-2）

（第5章）

- ・ 実績報告の様式について追記（5-3）
- ・ 報告頻度について修正（5-3）

(付属資料)

- ・ 6 (6-1 を税率 10%、6-2 を税率 8%のものに変更)
- ・ 11-1 (クーポン券の自治体 No (総務省全国地方公共団体コード 6 桁) に誤りがないよう留意すべき旨追記)
- ・ 12 (受診票裏面の抗体検査価格を税率 10%に変更)
- ・ 18-1、18-2 (市区町村における実績報告の様式) を追加

**【第2版 付属資料追加】（令和元年7月10日）**

（付属資料）

- ・17（国保連における受診票及び予診票の点検項目）を追加

【第2版の微修正】（平成31年3月29日）

①14 ページ

→※内の1文目の記載を一部削除

「当該実施機関の所在する市区町村が全国知事会宛での委任状の提出を受け」

②22・23 ページ

→②クーポン内の記載事項 の 9)OCR ラインの下から2行目に追記

「予診費用又は接種費用」

③付属資料11-1

→上記②の修正を反映

【第1版→第2版】（平成31年3月25日）

（目次）

- ・ 付属資料の追加（案内文のテンプレート等）

（第3章）

- ・ 抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約イメージの図改訂（3-1-2）  
→いずれのとりまとめ団体にも属していない実施機関に関して追記
- ・ 集合契約の締結に必要な注意点の追記（契約委任スキームの図追加）（3-4）
- ・ 風しんの抗体検査の価格表の一部追記（3-5-2）  
→受診票の「検査番号」と対応
- ・ 個人情報保護に係る記載の修正（3-5-3）
- ・ スケジュールの追記（3-5-4）

（第4章）

- ・ 抗体検査で使用するクーポン券及び受診票の扱いについて（4-1）  
→クーポン券及び受診票の仕様について、既存物等の活用可能範囲を記載  
→風しんの抗体検査の受診票の改訂（フォントの変更、裏面の追加）（4-1-3）  
→クーポン券の発行時期と有効期限について、転出入への対応について追記（4-1-5）
- ・ 風しんの第5期の定期接種予診票の一部改訂（4-2-3）
- ・ 風しんの抗体検査の機会（場）において、本人用控えの扱いについて記載（4-3）
- ・ 抗体検査・予防接種各々の実施スキーム図を修正・追加（4-4及び4-5）
- ・ 集合契約における請求・決済の頻度について記載（4-6-2）
- ・ 対象者から見た実施方法について（4-7）  
→風しんの抗体検査実施フローの一部文言修正  
→特に風しんの予防接種を受けたことがある（接種記録あり）場合の  
希望者のみ抗体検査対象となる旨
- ・ 風しんの追加的対策の効果検証のための実績報告に関して、報告事項・様式・頻度を記載（5-3）